

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 島根県
農業委員会名： 川本町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	川本町ホームページへの掲載、及び農業委員会告示により周知。
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約30日間
改善措置	—

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	ホームページに掲載し、公表している。
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:2件、うち許可2件及び不許可一件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、複数の農業委員及び事務職員で現地調査を実施している。さらに必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。					
	是正措置	-					
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。					
	是正措置	-					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		2件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		一件			
	是正措置	-					
審議結果等の公表	実施状況	議事録にて詳細に記載し、閲覧に供している。					
	是正措置	-					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から28日	処理期間(平均)	27日		
	是正措置	事務処理の事前周知を行う。					

(2) 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数:2件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	複数の農業委員及び事務職員による書類審査及び現地調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地条件等について総合的に判断している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録にて詳細に記載し、ホームページにて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から40日	処理期間(平均)	37日
	是正措置	事務処理の事前周知を行う。			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	2 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	2 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	一 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	一 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	一 法人
	提出しなかった理由	—
	対応方針	—
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	一 法人
	対応状況	—

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 33件	公表時期 平成27年5月
		ホームページに掲載。	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 3件	取りまとめ時期 平成28年3月
		情報の提供方法:農業委員会事務局にて閲覧。	
	是正措置	—	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 590ha	整備方法 農地システムにて整備。
		データ更新:利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を実施し毎月更新している。	
	是正措置	—	

(5) その他の法令事務

1) 農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数:13件、うち決定13件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を確認とともに、新規の利用権設定について、事務職員で現地調査を実施している。
	是正措置	－
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。
	是正措置	－
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、閲覧に供している。
	是正措置	－

(6) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし
農地転用に関する事務	意見なし
農業生産法人からの報告への対応	意見なし
情報の提供等	意見なし
その他法令事務に関するもの	意見なし

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A) 590ha	遊休農地面積(B) 86.2ha	割合(B/A×100) 14.61%
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要。		

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
9ha	2ha	22.2%

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期		調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		9月～11月		9人	11月～12月
	調査方法	調査員の班編制をくみ、現地調査を行う。			
活動実績	遊休農地への指導	実施時期:1月～3月			
	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
	調査方法	9月～11月	9人	11月～2月	
		調査員の班編制をくみ、現地調査を行った。			
	利用意向調査	実施時期:1月～			
		調査方法	・遊休農地への指導。(18件) ・遊休農地所有者に対し郵送にて意向調査を実施する。 (1号農地:1,195件981,414m ² , 2号農地:152件164,311m ²)		

4 評価の案

目標に対する評価の案	目標は達成できなかったが、遊休農地の所有者等への指導が確実に行えており、目標としては妥当。
活動に対する評価の案	農家への事前周知による円滑な利用状況調査や指導を行うとともに、指導の段階で遊休農地の有効利用が図られるよう徹底することが必要。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標は達成できなかつたが、遊休農地の所有者等への指導が確実に行えており、目標としては妥当。
活動に対する評価	農家への事前周知による円滑な利用状況調査や指導を行うとともに、指導の段階で遊休農地の有効利用が図られるよう徹底することが必要。

III 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	540戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	19戸	7経営	1法人	-団体
農業生産法人数	2法人				
課 題	地域の農業従事者の減少と高齢化が進み、地域農業の活力、体力が衰退していることから、集落ビジョンや、人・農地プランを策定し、認定農業者や法人等の担い手の確保が必要。				

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	8経営	2法人	- 団体
実 績 ②	8経営	1法人	- 団体
達 成 状 況 (②/①×100)	100%	50%	0%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員会等から意欲のある農業者の情報収集を行い、町産業振興課と連携し認定に向けて推進活動を実施する。	既農業生産法人に対し、特定農業法人制度の周知を図る。	-
活動実績	認定農業者候補者に対する説明を実施。認定農業者の期間満了者の再認定を推進。	対象となる集落営農組織へ戸別説明を実施。	-

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	個別訪問を実施し、説明を行った結果、目標値を達成出来たので、目標値は妥当であった。	1団体の増加目標は妥当である。	—
活動に対する評価の案	普及の取組は計画どおり実施。今後も継続的に実施する必要がある。	事業説明だけでなく、地縁関係等地元の状況を把握し、今後も継続的に推進する必要がある。	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	個別訪問を実施し、説明を行った結果、目標値を達成出来たので、目標値は妥当であった。	1団体の増加目標は妥当である。	—
活動に対する評価	普及の取組は計画どおり実施。今後も継続的に実施する必要がある。	事業説明だけでなく、地縁関係等地元の状況を把握し、今後も継続的に推進する必要がある。	—

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	590ha	106. 5ha	18.05%
課 題	農業従事者の高齢化等により、耕作条件不利地から遊休農地化が進んでおり、また、農地の分散さく圃、有害鳥獣被害等が、土地利用型規模拡大の阻害要因となっている。		

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②／①×100)
10ha	4ha	40%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	広報誌や戸別訪問を行い、農用地利用集積計画による利用権設定の制度を周知する。
活動実績	農地所有者へ戸別訪問を行い、今後の農地賃借の意向を確認。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	戸別訪問を行い、農用地利用集積計画による利用権設定の制度を周知した事による目標値設定は評価できる。
活動に対する評価の案	農地所有者への戸別訪問により、対象者の理解が進んだものの、利用集積の目標値には到達できなかった。理解を得るため活動を継続すると共に、積極的なあつせん活動を行う必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	戸別訪問を行い、農用地利用集積計画による利用権設定の制度を周知した事による目標値設定は評価できる。
活動に対する評価	農地所有者への戸別訪問により、対象者の理解が進んだものの、利用集積の目標値には到達できなかった。理解を得るため活動を継続すると共に、積極的なあつせん活動を行う必要がある。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	590ha	0ha	0.00%
課 題	-		

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②／①×100)
－ ha	－ ha	－ %

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農業委員等による違反転用防止の啓発活動を実施すると共に農地パトロールによる確認を行う。
活動実績	農地パトロールを実施し、違反転用のないことを確認。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	－
活動に対する評価の案	重要な違反転用のないよう、啓発活動と指導を継続して行う。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	－
活動に対する評価結果	重要な違反転用のないよう、啓発活動と指導を継続して行う。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。